

# 加来新聞

平成17年7月4日

Vol. 9

発行所 加来不動産(有)  
 発行者 加来 寛  
 小倉南区守恒一丁目十七  
 (093)九六一一五八一  
<http://www.kaku-f.co.jp/>

## 不動産なんでも相談

「滞納者がいて困るんですが、少額訴訟ってどんな手続きになるんでしょうか？また誰でも出来るものなんですか？」

空梅雨、空梅雨と雨が降らずに心配しておりますが、急に梅雨らしく雨が降り出す日が多くなりまして、たね「これで水不足も安心。しかし、雨が降り続くとやはり太陽が恋しくなります。わがままですよね(苦笑)」

では早速今月も参りますよー！

まず「少額訴訟」とは一般消費者や中小零細事業者が、弁護士や司法書士に依頼することなく本人訴訟でき、また多額の訴訟費用をかけずに比較的安価で簡単に裁判に訴えることが出来る制度として平成十年に施行されました。まとめる「早」に「簡単」「安い」と

となります。どなたでも訴訟を起せる制度です。しかし、「簡単に裁判に訴えることが出来る」とありませんが、やはり知らないことをやるのとすると、躊躇すると思います。

施行当初は、請求極度額が三十万円でしたが、現在では六十万円となり益々活躍の場が広がってきたのではないのでしょうか？



まずは「少額訴訟制度の概要を簡単に説明します。」

## お客様からの生の声

\*このお客様からの生の声は、私共がお世話させて頂きましたお客様よりアンケートで寄せられたものです。質問は「当社に対しての意見、要望(お叱り・クレームなんでも結構です！勿論お褒めも！)」という内容です。

非常に良い不動産屋さんとの出会いと満足しております。キョウツを貸していただいたり、電灯やエアコンを年恒々メンテナンスしていただき、新しい生活の良いスタートが切れました。ありがとうございます。



新人の井料(いりょう)と申します。よろしくお願ひします！

色々お面で迷惑、ご面倒を掛けましたが、加来さんに相談する事がとてもバ強かったです。

新しいスタッフも増え、新鮮な気持ちで仕事に取り組んでいます。一人ひとりがお客様に喜んでもらえるように、これからも顔晴っていきたくと思います。

## 地域イベント情報

### 遺産でのトラブル

以前、遺言書のことでお話ししたことがあると思いますが、今回無料セミナーのお知らせを致します。講師は私がいつもお世話になっております、大賀雪子先生です。毎回、受講された方から全く知りませんでした。今からちゃんとした対策を考えます。という方が何人かいらっしゃいます。

### 日時

七月二十二日(金) 午前10時～12時まで

### 場所

広徳市民センター  
 北九州市小倉南区南方2-5-37  
 093-963-0158

### 少額訴訟後半

六十万円以下の金銭の支払いに利用できる。金銭以外は請求できません。

少額訴訟は、たったの一日、一回の裁判で判決が出ます。但し、提訴から約一ヶ月から一ヶ月半後になります。

証拠はその日に取調べられる証拠に限られます。\*少額訴訟はその日だけです。証拠の準備は万全にしておきましょう。判決が出るまで決して覆ることはありません。ちなみに、その証拠がなければ内容証明郵便を相手方に出す、その控えを用意して下さい。

被告の住所が不明の場合には提訴できません。手続きは意外と簡単で、自分で出来ます。簡易裁判所に定型の用紙を用意してくれている場合があります。問い合わせください。

費用は一万円～五万円程度です。(目安です)



基本的には個人で訴訟を起こせますが、どうしても当事者として出廷するのは気が引けるといふ場合は、管轄の簡易裁判所や裁判官の判断によつて管理会社を代理人と求められる可能性があります。また、それが無理でも、付添いやアドバイザーとして出廷を認められる場合もあります。

